

# CFP-TOMO 使用許諾契約書

住友化学株式会社

製品カーボンフットプリント算定システム「CFP-TOMO」（インプットファイル、インプットファイル参考例およびマニュアルを含み、以下「本システム」という。）につきまして、2024年×月から、以下の使用許諾契約書（以下、「本契約」といいます。）を設けさせていただいております。この契約書の条項に同意された場合のみ、本システムを使用することができます。本契約の最下部にある「同意する」ボタンをクリックすることをもって、本契約に同意したことになります。なお、「同意する」ボタンをクリックし本システムを実際に使用する個人（以下「利用者」という。）が、法人、団体等（以下「法人等」という。）の役員・従業員の場合、利用者は、当該法人等を代理、代表して本契約に同意する権限（以下「本権限」と称します。）を与えられていることを表明し、保証するものとします。法人等の役員・従業員である利用者が本契約に同意し、本システムを使用する場合、本契約内第1条以下の「利用者」は「法人等」に読み替えられるものとします。利用者が本契約に同意できない場合、本システムを直ちにアンインストール、消去してください。

※「本権限を与えられている」とは、利用者が役員・従業員として属する法人等において、通常本契約と同様の契約を締結する際に必要な手続と同程度の手続を利用者が本契約に同意する際に完了している等の事由により、利用者による本契約への同意および本契約の効果が法人等に帰属することを意味するものとします。

## 第1条（使用許諾）

1. 当社は、利用者に対して本システムに関する譲渡不能、再許諾不能かつ移転不能の非独占的使用権を許諾し、利用者も本契約にご同意いただくものとします。
2. 当社は、利用者が本システムを利用者および利用者の関係会社の製品の CFP 算定を行う目的で使用するのみを本契約にて許諾するものとします。
3. 本システムの使用料および使用条件は第4条にて規定するものとします。
4. 利用者は、以下各号の一の事項をしてはいけないものといたします。
  - ①本システムを譲渡、再許諾、販売、賃貸、リースもしくは貸与等方法の如何を問わず、第三者に対して使用もしくは利用させてはなりません。
  - ②本システムを第三者が使用もしくは利用できるよう配信、公開してはなりません。
  - ③本システムをリバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルしてはなりません。
  - ④本システムを一切改変してはならず、また復号化してはなりません。
  - ⑤本システムをコピーしてはならず、また他のプログラムに組み込んではなりません。

- ⑥本システムを翻訳、翻案し、また本システムの二次的著作物を作成してはなりません。
- ⑦本システムを第三者の知的財産権を侵害し、または本システムがインストールされたコンピューターまたはデバイスに悪影響を与える方法で使用してはなりません。
- ⑧本システムの全部または一部に担保権等の負担を設定し、または設定することを許可してはなりません。

## 第2条（非保証等）

1. 当社は、本システムについて、その正確性、商品性、目的適合性、欠陥の不存在、第三者の知的財産権への非侵害を含む一切の明示または黙示の保証をいたしません。
2. 本システムの使用許諾により、当社の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権（著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む）、ノウハウその他の知的財産権に基づく実施権および秘密情報に係るその他一切の権利を利用者に許諾すると解釈されるものではありません。
3. 当社は、利用者による本システムの使用に関連して利用者に対してなんら保証せず、利用者が本システムの使用により直接あるいは間接の被害を受けた場合も、利用者は当社が一切の責任を負わないことを確認し、また、利用者は当社に対し一切責任を問いません。

## 第3条（関係会社）

利用者の関係会社とは次の各号の一に該当するものをいい、総称して関係会社という。

- ①利用者の議決権付の株式の50%以上を直接もしくは間接的に保有する会社
- ②利用者が議決権付の株式の50%以上を直接もしくは間接的に保有する会社

## 第4条（使用料等）

1. 利用者が、利用者および利用者の関係会社の製品のCFP算定を行う目的で、本システムを自ら使用する場合、本システムの使用料は無償とします。
2. 利用者が前項に該当しない目的または方法で本システムを使用する場合は、当社が書面にて事前に特に認めた場合を除き、本システムの使用料は有償とし、事前に当社と本システムの使用料に関する別途契約を締結しなければならないものといたします。

## 第5条（本システムの不具合）

利用者は、本システムに不具合を発見した場合、当社に通知するものとします。なお、当該通知により当社が不具合の解決策の回答その他不具合の解消を保証するものではありません。

## 第6条（秘密保持）

1. 本契約において、秘密情報とは、本システムのファイルおよびソースコードならびに当社と利用者の間で開示しまたは受領する情報のうち以下各号のいずれかに該当する情報を

います。

①書面、e-mail 等有形的手段によって開示された情報については、秘密である旨の表示がなされた情報

②口頭等の無形的手段によって開示された情報については、開示時に秘密である旨を受領者に伝えた上で、30 日以内に秘密である旨の表示を付した書面によって受領者に通知した情報

2. 利用者は、秘密情報を秘密に保持し、当社の書面または双方が合意した電磁的方法による事前の同意のない限り、第三者に開示、漏洩し、また本システムを製品カーボンフットプリントを計算すること以外の目的に使用してはならないものといたします。

3. 利用者は、秘密情報を、本システム使用のために必要な自己の従業員または役員に対してのみ開示または提供するものとします。

#### 第 7 条（本システムの著作権等の帰属）

1. 利用者は本システム自体の著作権を含む一切の知的財産権（以下「著作権等」という。）が当社に帰属することを確認します。

2. 利用者は、著作権等の実際の侵害または侵害の恐れを認識した場合は、直ちに当社に書面により通知するものとし、当社が著作権等を保護するために取る対応につき協力するものとします。

#### 第 8 条（成果）

1. 利用者は、本システム使用の過程で CFP 算定システムに関する発明、考案、意匠、ノウハウ等の一切の成果（以下「本成果」という）が得られた場合には直ちに当社に通知し、当社の事前の書面または双方が合意した電磁的方法による同意なく本成果について権利出願をしてはなりません。また利用者が本項に反し当社の同意なく本成果に関して権利出願した場合は、当該権利はその一切が当社に帰属するものとし、利用者は直ちに当社に譲渡しなければならないものといたします。

2. 本成果、本成果について知的財産権を受け権利および当該知的財産権の帰属およびその取扱いについては、当社と利用者で別途協議の上決定します。

#### 第 9 条（安全管理および免責）

利用者は、本システムの使用の過程で、または第 13 条第 2 項に関連して自らまたは第三者に損害が生じた場合、自らの負担と責任において一切の問題を処理、解決するものとし、当社に何らの迷惑をも及ぼさないものとします。

#### 第 10 条（輸出管理）

1. 利用者は、本システムを使用、輸出、移転、開示または提供する際には、「外国為替及び外国貿易法」およびその関連法規ならびにその他国内外で適用となる輸出管理に関す

る法令および規則を遵守するものとします。

2. 利用者は、本システムを、核兵器、化学兵器、生物兵器、ミサイル兵器等の大量破壊兵器の開発、設計、製造、保管および利用の目的、軍事用途の目的あるいはその他の国際的な平和および安全の維持の妨げとなる利用目的で使用したり、そのような目的を有する第三者に対して輸出、移転、開示または提供したりしてはなりません。

#### 第 11 条（法令遵守）

1. 利用者は、日本および外国の、独占禁止法、輸出管理に関する法令、経済制裁に関する法令およびスパイ防止法を含む関係法令並びに監督官庁の通達、指導および指示を遵守するものとします。

2. 利用者は、以下について確認します。

①製品カーボンフットプリントの算定においては、GHG プロトコルが製品ライフサイクルにおける排出量の国際的な算定方法として認識されていること

②CFP-TOMO は、主に GHG プロトコルを参照して設計されていること

③当社が、CFP-TOMO を利用者の技術的便宜を図るためのみに共有し、GHG プロトコルを含めたいかなる特定の算定方法または CFP-TOMO にて採用されているいかなる算定方法を奨励または促進するといった意図または目的を有していないこと

④利用者は、適切と考えられる算定方法の選択に関する判断・決定権限を有すること

⑤利用者は、自己の製品のカーボンフットプリントに GHG プロトコルで不要とされているプロセス（“non-attributable processes”）を含めるべきであると考えられる場合、必要に応じて CFP-TOMO の機能を使用して利用者の CFP 算定にその値を付け加えることができること

#### 第 12 条（反社会的勢力の排除）

1. 利用者は、自己および自己の従業員または役員が、本契約同意時点において、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下これらを総称して「反社会的勢力」という）に該当しないこと、および、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

①反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること

②反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること

④反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

⑤役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 利用者は、自らまたは第三者を利用して、次の各号の行為を行わないことを確約します。

- ①暴力的な要求行為
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計または威力を用いて住友化学の信用を毀損し、または業務を妨害する行為
- ⑤その他前各号に準じる行為

3. 当社は、利用者が前各項のいずれかに違反したまたはそのおそれがあると合理的に判断される場合は、利用者に書面または双方が合意した電磁的方法による報告の提出を要求することができ、利用者は正当な理由なく拒否できないものいたします。

4. 当社は、利用者が前各項のいずれかに違反した場合は、何らの催告なく直ちに本契約を含む利用者とのすべての契約を解除することができるものいたします。

5. 当社は、前項に基づき契約を解除した場合、解除により被った損害の賠償を利用者に対し請求することができるものとします。この場合において、利用者は、当該解除により損害が生じたとしても、当社に損害賠償を請求することはできません。

#### 第 13 条（本契約の解除）

1. 当社は、利用者に次の各号の事由の一が生じたときは何等の催告なしに、本契約を直ちに解除することができます。

- ① 反社会的勢力との関係性を疑わせる事由があったとき
- ② 本契約の各条項に違反したとき
- ③ その他著しく不正な行為があったとき

2. 利用者は本契約が解除された場合、または当社が求めた場合、直ちに本システムの使用を停止し、自己の負担と責任において本システムをアンインストール、消去するものとします。

#### 第 14 条（完全合意）

利用者は、本契約が本契約で取り扱う事項に関する当事者間の完全な合意内容であり、当事者間に存在する従前の契約等の本システムに関連したあらゆる合意は効力を失うことを理解し、同意するものとします。

#### 第 15 条（調査）

当社は、利用者が本契約に違反している合理的な疑いを持った場合、利用者に対して、利用者（会社）名、住所、本システムの使用目的、利用者が本システムを使用して計算した製品の名称といった、利用者による本システムの利用状況に関する事項、および秘密情報の管理状況といった利用者の本契約の遵守に関する事項につき、利用者に対して報告を求

め、または本システムに関する利用者の事業場に立入ることができるものとし、利用者は当社の要請に応じて速やかに書面にて当社に報告するものとし、または当社の立入りを許可するものとします。

#### 第 16 条（確認事項）

1. 利用者は、当社が本契約の内容、本システムの提供方法および提供内容を利用者に予告なく変更し、または提供を終了する可能性があることを確認します。

2. 当社は本契約の最新版を自社のウェブサイト（”[https://www.sumitomo-chem.co.jp/sustainability/information/cfp\\_tomo/](https://www.sumitomo-chem.co.jp/sustainability/information/cfp_tomo/)”）に掲載するものとします。利用者が当該最新版の本契約に同意しない場合、利用者は直ちに本システムの利用を中止し、その旨を当社に通知するものとします。利用者が当該最新版の掲載後も本システムの使用を継続する場合、利用者は当該最新版の本契約内容に同意したものとみなします。

#### 第 17 条（準拠法、合意管轄）

本契約は日本法に準拠するものとし、本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。